

雌阿寒岳と十勝岳に噴火警戒レベルを導入します

12月16日10時より雌阿寒岳と十勝岳に噴火警戒レベルを発表します

12月16日10時から雌阿寒岳と十勝岳に噴火警戒レベルを導入します。雌阿寒岳と十勝岳の噴火警戒レベルの表は、別紙1及び別紙2のとおりです。

当日10時には、現在の火山活動に特段の変化がない限り、雌阿寒岳には噴火警戒レベル2（火口周辺規制）を記載した火口周辺警報と、十勝岳には噴火警戒レベル1（平常）を記載した噴火予報を発表します。

噴火警戒レベル導入火山は19火山から21火山になります

このたび雌阿寒岳と十勝岳に噴火警戒レベルを導入することから、噴火警戒レベルの導入火山は、従来の19火山（ ）から21火山となります。

噴火警戒レベルは、今後も、地元自治体等と噴火警戒レベルを活用した火山防災対策の検討を進め、所要の準備の整った火山から順次導入していく予定です。

（ ）平成20年12月2日現在の噴火警戒レベル導入火山（19火山）

樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、岩手山、吾妻山、草津白根山、浅間山、御嶽山、富士山、伊豆大島、三宅島、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山（御鉢、新燃岳）、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島

噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分されたもので、それぞれのレベルに「避難」、「避難準備」、「入山規制」等の防災機関等の行動がキーワードとして示されています（別紙3）。

噴火警戒レベルの導入にあたっては、噴火警戒レベルの活用が地域防災計画等に定められることが条件となります。

本件問合せ先：気象庁地震火山部火山課

電話 03-3212-8341（内線 4530、4532）